

州名	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	特 許 法	出 願 人 の 資 格 査	審 判 規 則 の 基 準	存続期間		非 特 許 対 象	出 願 異 議 申 立 告	実 施 年 義 務	P C T	E P C	公 開 制 度	審 査 年 請 求	備 考
							起 算 日	期 間 (年)								
アジア	(中近東) アフガニスタン	x	x	x								x	-			
	アラブ首長国連邦						出	20		60日	3		-			湾岸協力会議統一法(2000.8.16 施行)
	イエメン	x	x	x								x	-			工業所有権制度を有しない。主要新聞に警告の告示を行うことにより保護を受ける。
	イスラエル						出	20	(備1)	3	3		-			(備1) 治療処置方法 植物又は動物の新種 (特)修正審査
	イラク	x			x		出	20		なし	3	x	-			2004.4.26 施行(連合暫定施政当局(CPA)指令第81号)
	イラン	x			x		出	10, 15または 20(出願人が 選択する)	医薬、会計の ための表	なし	5	x	-			(特)輸入特許 登録後にいつでも特許取消しを第1審裁判所へ申し立てられる。
	クウェート	x			x		出	20		2	3	x	-			湾岸協力会議統一法(2000.8.16 施行)
	サウジアラビア						出	20		90日 (備1)	2	x	-	(18月)		2004.9.6 施行 湾岸協力会議統一法(2000.8.16 施行) (備1)登録公告日から90日以内
	シリア	x			x		出	15	医薬(備1)	なし	2		-			(備1) 会計上の手段、組み合わせ 医薬の処方
	トルコ						出	20		6	3		-	(18月)	15ヶ月(出願日から)	
ヨルダン						出	20		2	3	x	-			出願人の資格のうち、発明者との共同出願は可能	
レバノン	x				x		出	15	医薬 経理システム	なし	2	x	-			
オセアニア	オーストラリア						特	20	(備1)	3	3		-	(18月)	5年(完全 明細書提 出日から)	2003.8.26施行 (特)仮明細書、修正審査 (備1)人及びその発生のための生物学的過程
	サモア	x	x		x		特	16		3	なし	x	-			
	ニュージーランド						完	20	その他	3	3		-	(18月)		
	フィジー	x			x		特	14 (備1)		2	なし	x	-			(備1)英国特許の再登録制度あり 英国特許の日から3年以内に出願(EP経由を含む)。 存続期間は英国特許の残存期間。
アフリカ	エジプト				x		出	15延5 (備1)	その他	60日	出4または 登3の 遅い方		-			(備1)延長は特別に重要でかつ特許権者が十分な報酬を得ていない場合(15年目に延長申請)。食品、薬品または薬品組成物に関する化学方法の特許は10年で延長はない。
	エチオピア	x	x				出	15 延5		なし	4	x	-			1995.5 独自法 (特) 導入特許
	ガナ						出	10 延5ずつ2回		なし	3		-			1993.6.18 施行 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟。
	ガボン						出	20		なし	3		-			アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	カメルーン						出	20		なし	3		-			アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	ガンビア						-	英国特許権の残 存期間		なし	なし		-			出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟。
	ギニア						出	20		なし	3		-			アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
ケニア						出	17		なし	1		-	(18月)		アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟	

州名	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	存続期間		非特許対象	出願（異議申立）	実（施年義務）	PCT	EPC	公開制度	審査請求	備考	
								起算日	期間（年）									
アフリカ	コートジボワール							出	20		なし	3					アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟	
	コンゴ共和国							出	20		なし	3					アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟	
	コンゴ民主共和国					x		出	20 (備1)		なし	3	x				(備1)医療に関する特許は、出願日より15年 (特)輸入特許	
	ザンビア					x		完	16 延5	(備1)	3	3					アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟 (備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品	
	シエラレオネ						-	英国特許権の残存期間			なし	なし					出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟	
	ジブチ							不詳					x					
	ジンバブエ					x		完	20	(既知成分の単なる混合物による食物、医薬)	3	3					アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟	
	スーダン	x				x		出	20	科学的原理及び発見	なし	3						アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
	セーシェル		x					不詳										
	セネガル							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	ソマリア	x	x			x		出	15	医薬	なし	3	x					アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
	タンザニア						-	英国特許権の残存期間			なし	なし						出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願(ヨーロッパ特許で英国を指定したものを含む)。アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
	チャド							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	中央アフリカ							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	チュニジア					x		出	20	医薬、食物	2	3			(18月)			
	トゴ							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	ナイジェリア					x		出	20	植物、動物の新種	なし	3						
	ニジェール							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	ブルキナファソ							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	ブルンジ					x		出	20		なし	2	x					(特)輸入特許
ベナン							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟	
マダガスカル							不詳											
マラウイ					x		完	16	食物、医薬(単なる混合物)	3	3						アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟	
マリ							出	20		なし	3						アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟	
南アフリカ					x		出	20		なし	3			(18月)			仮明細書制度あり(12ヶ月以内に完全明細書)	
モーリシャス							出	20		1	なし	x					2004.4.10 施行	

州名	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	存続期間		非特許対象	出願（異議申立）（公）	実（施年）（義務）	PCT	EPC	公開制度	審査請求	備考
								起算日	期間（年）								
アフリカ	モーリタニア							出	20		なし	3					アフリカ知的財産権機関(OAPI)に加盟
	モロッコ					x		出	20		なし	3					2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法 施行
	リビア	x				x		出	15 延5	医薬、食物	2	3					
	リベリア	x					x	特	20	なし	なし	3					
	ルワンダ						x	出	20	なし	なし	2	x				(特)輸入特許
	レソト							出	15 延5			3		-			工業所有権条例(Industrial Property Order)が1990年1月15日から施行 アフリカ地域知的財産権機関(ARIPO)に加盟
ヨーロッパ	アイスランド							出	20			5			(18月)		
	アイルランド							出	20		3	3			(18月)		
	アゼルバイジャン	x		暫(備1)				出	20						-		(備1)ユーラシア特許条約加盟
	アルバニア							出	15								発明者証のみ
	アルメニア			(備1)											-		(備1)ユーラシア特許条約加盟
	イタリア					x		出	20		なし	3			(18月)		
	ウクライナ	x		暫				出	20						-	(18月)	3年(出願日から)
	ウズベキスタン	x		暫				出	20							-	
	英国							出	20		なし(備1)	3			(18月)	6ヶ月(公開日から)	(備1)公開後情報提供制度あり (特)国内優先制度
	エストニア							出	20						(18月)		
	オーストリア							出	20		4	3			(18月)		
	オランダ					x		出	20		なし	3			(18月)		(特)新規性調査請求制度
	カザフスタン	x		(備1)				出	20(備2)	その他	なし	5			(18月)	3年(出願日から)	1999.8.21 施行 (備1)ユーラシア特許条約加盟 (備2)医薬は最高5年延長可能
	キプロス							出	20		なし	3			(18月)		1998.4.1施行
ギリシャ							出	20		なし	3			(18月)			
キルギス			(備1)											-		(備1)ユーラシア特許条約加盟	
ゲルジア							出	20						-			
クロアチア							出	20						(18月)			
サンマリノ	x		x											-			(サンマリノ-イタリア条約に基づき、イタリアにおいて取得した特許権が適用される)

州名	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	存続期間		非特許対象	出願異議申立(公)	実(施)年(務)	P	E	公開制度	審査請求	備考	
								起算日	期間(年)									
ヨーロッパ	スイス					x		出	20		3	3						
	スウェーデン							出	20		9(備1)	3			(18月)	6月	(備1)特許付与公告から9月以内	
	スペイン							出	20		2	3			(18月)	6月(備1)	(備1)サーチレポートの公開から6月以内	
	スロバキア							出	20	その他	なし	3			(18月)	3年(出願日から)		
	スロベニア							出	20	その他	なし				(18月)			
	タジキスタン	x	(備1)													-		(備1)ユーラシア特許条約加盟
	チェコ							出	20	その他	なし	3			(18月)	3年(出願日から)		
	デンマーク							出	20	(備1)	9(備2)	3			(18月)		(備1)植物新品種は植物品種法により保護 (備2)特許付与公告から9月以内	
	ドイツ							出願日翌日	20	その他	3(備1)	なし			(18月)	7年(出願日から)	(備1)特許付与日から3月以内	
	トルクメニスタン	x	(備1)													-		(備1)ユーラシア特許条約加盟
	ノルウェー							出	20		9(備1)	3			(18月)		(備1)登録公告から9月以内	
	バチカン	x				x		出	20		なし	3	x	-				イタリア法を適用 イタリア特許権が及ぶ
	ハンガリー							出	20		なし	3			(18月)	4年(公開日から)	(特)植物特許	
	フィンランド							出	20		9(備1)	3			(18月)		(備1)特許付与公告から9月以内	
	フランス							出	20	(備1)	3(備2)	3			(18月)		(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護 (備2)サーチレポート公開から3月以内	
	ブルガリア							出	20	その他(備1)	-	3			(18月)		(備1)原子核変換	
	ベラルーシ	x	(備1)					出	20	その他	なし	5			(18月)	3年(出願日から)	(備1)ユーラシア特許条約加盟	
	ベルギー							出	20(備1)	(備2)	なし	3					(備1)サーチレポートの請求をしない場合6年 (備2)植物新品種は植物品種保護法により保護	
	ポーランド							出	20	その他	6(備1)	3			(18月)		(備1)出願公開から6月以内	
	ポルトガル							出	20		2	3						2003.7.1 施行
マケドニア 旧ユーゴスラビア							出	20						(18月)				
マルタ					x		出	20		なし	3	x	-	(18月)			2002.6.1施行 出願人の資格のうち、発明者との共同出願は可能、仮明細書制度あり	
モナコ	x				x		出	20	医薬	なし	3							

州名	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新判断規の基準	存続期間		非特許対象	出願（異議申立）（月）	実（義務）（年）	PCT	EPC	公開制度	審査請求	備考	
								起算日	期間（年）									
ヨーロッパ	モルドバ			(備1)				出	20								(備1)ユーラシア特許条約加盟	
	ラトビア							出	20						(18月)			
	リトアニア																	
	リヒテンシュタイン			x													(スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ)	
	ルーマニア							出	20	その他	6(備1)	3			(18月)	30月(優先日から)	(備1)特許付与公告から6月以内	
	ルクセンブルク				x			出	20		なし	3			(18月)	7年(出願日から)	1998.1.1 施行	
アメリカ	ロシア	x		(備1)				出	20	その他	なし	4			(18月)	3年(出願日から)	(備1)ユーラシア特許条約加盟	
	(北米)							出	20	科学的原理、抽象的理論、治療方法等	なし	3			(18月)	5年(出願日から)	(特)再審査制度、国内優先制度	
	カナダ							出	20	原子兵器における特殊な核物質	なし	なし			(18月)		2002.11.2 施行 (特)植物特許、意匠特許、先発明主義、再審査制度、公開制度、特許期間保証制度 (備1)医薬品等の特許は最長5年間延長可能。ただし延長期間は認可から14年を限度とする。	
	(中南米)							出	20	その他	なし(備1)	1	x		(18月)	3年	(備1)公開後60日、情報提供可	
	アルゼンチン							出	20	その他	なし(備1)	1	x		(18月)		(備1)公開後3月、情報提供可	
	ウルグアイ							出	20	その他	30日(公開日から)	1			(18月)	6月(公開日から)	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)	
	エクアドル				x			出	20		なし	なし	x			6月(公開日から)		
	エルサルバドル							出	10 延5	(備1)	なし	3					(特)発明者証 (備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能	
	キューバ							出	20		なし	なし	x		(18月)		2000.11.1 施行	
	グアテマラ							特	12 (備1)	その他	30日	1						(特)確認特許 (備1)医療、農薬、食品等については1年
	コスタリカ							出	20	その他	60日(公開日から)	1			(18月)	6月(公開日から)	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)	
	コロンビア					x		特	14 延7		なし	なし	x				(特)確認特許	
	ジャマイカ							出	20		4	3	x					
	スリナム							特	15	その他	60日	なし	x					
チリ					x		特	5 延5ずつ2回	医薬、農薬、化学物質等	なし	3						(特)確認特許	
ドミニカ共和国							出	20		なし	3							
トリニダード・トバゴ							特	5 延5ずつ2回		なし	なし	x					(特)確認特許	
ハイチ					x		特	5 延5ずつ2回		なし	なし	x					(特)確認特許	

州名	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	特許法	出願人の資格	審査	新規判断の基準	存続期間		非特許対象	出願異議申立(公告)	実(義務)	PCT	EPC	公開制度	審査請求	備考
								起算日	期間(年)								
アメリカ	バ ナ マ					x		出	20		なし		x	-			
	バ ハ マ	x						出	16	動植物の品種等	なし	なし	x	-			
	バ ラ グ アイ					x		出	20	医薬(備1)	なし	3	x	-			(備1)2005.1.1から特許対象
	バ ル バ ド ス							出	15 延5		なし	3		-			
	ブ ラ ジ ル							出	20	その他	なし	3		-	(18月)	3年(出願日から)	2001.2.16施行
	ベ ネ ズ エ ラ							出	20	その他	60日(公開日から)	1	x	-	(18月)	6月(公開日から)	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	ベ ル ー							出	20	その他	60日(公開日から)	1	x	-	(18月)	6月(公開日から)	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	ボ リ ビ ア					x		出	20	その他	60日(公開日から)	1	x	-	(18月)	6月(公開日から)	アンデス条約(決定2000.12.1 施行)
	ホ ン ジ ュ ラ ス							出	20		60日	3	x	-			
メ キ シ コ							出	20	その他(備1)	なし	3		-	(18月)	1年と90日(出願日から)	(備1) 動植物の品種 遺伝子物質 治療方法等	

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注：

- (1) パリ条約の項中、は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- (2) WTO協定の項中、は加盟国、×は未加盟国であることを示す。
- (3) 特許法の項中、は特許法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、「暫」は暫定法があることを、または他の国の特許法を適用していることを示す。
- (4) 出願人の資格の項中、は「発明者及び承継人」が出願できることを、は「発明者のみ」が出願できることを、または例外規定のあることを示す。ここで「発明者のみ」とは発明者(又はその相続人)の外は特許出願をなさないものをいい、従って出願前に発明が他人に譲渡されているときであっても、出願人名は「発明者(又はその相続人)」の名義によることを要するが、譲渡証を添付して出願を行えば、特許証は譲受人に交付される。
- (5) 審査の項中、は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを、または例外規定のあることを示す。
- (6) 新規性判断の基準の項中、は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、は「国内公知公用・内外国刊行物」を、は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としていることを示す。
- (7) 存続期間の項中、「起算日」において、「出」とは出願日、「特」とは特許日、「公」とは公告日、「完」とは完全明細書提出日を存続期間の始期とするものをいう。また、「期間」の項において「延」とあるのは期間延長を示す。
- (8) 非特許対象の項は、項中記載の物質そのものの発明に特許を与えないことにとどまり、その製法はどれも特許対象となり得るものである。は、発見、科学的理論及び数学的方法、美的創作物、ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、情報の提示、及び動植物の品種に相当するものを示す。
- (9) 出願公告の項中、月又は日数の表示は、いずれも公報又は官報等への公告後の公告期間、従ってその間に異議申立ての許されている期間を示す。
- (10) PCT(特許協力条約)の項中、は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- (11) EPC(欧州特許条約)の項中、は加盟国を、は欧州特許を拡張することができる国を示す。
- (12) 公開制度の項中、月数の表示は、出願日又は優先権主張日から公開されるまでの月数を示す。無印は当該制度がないことを示す。
- (13) 審査請求の項中、無印は当該制度がないことを示す。
- (14) 備考の項中、(特)は特異な特許制度を示し、当該項中
- (1) 「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)のいずれかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎない。
- (2) 輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。
情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際課